

令和4年度

教育要覧

小川町の教育

小川町教育委員会



町章

●町章について／小川町は、和紙の産地であるので「小」の字を巻紙風に作画し、将来における町勢の力強い飛躍発展を末広がり表現。「川」は住民の和合・円満あわせて清流を象徴したものです。
(昭和50年1月23日制定)

小川町民憲章

わたくしたちの小川町は、恵まれた自然環境の中で、古くから産業をはぐくみ、ゆたかな伝統と歴史をもっています。

わたくしたちは、この町に住むことを誇りとし、力を合わせて、より明るく豊かな住みよい郷土をつくることを誓い、ここに町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し 環境をととのえ
美しい町をつくりましょう
- 1 きまりを守り 互いに助けあい
明るい町をつくりましょう
- 1 教養を高め スポーツに親しみ
心ゆたかな町をつくりましょう
- 1 勤労をとうとび 産業をおこし
伸びゆく町をつくりましょう
- 1 としよりを敬い 若い力を育て
平和な町をつくりましょう

昭和57年4月28日制定



メジロ (町の鳥)



けやき (町の木)



福寿草 (町の花)

目 次

I	小川町の概要	1
II	小川町教育委員会	2
1	教育委員会	2
2	事務局組織と事務分掌	3
III	小川町の教育振興に関する大綱	4
IV	令和3年度小川町教育行政重点施策	7～17
V	小川町教育行政重点施策に係る取組み	18
1	生涯を通じた多様な学習活動の推進	18
2	生きる力を育み、確かな学力を身に付ける学校教育の推進	22
3	豊かな心と健やかな体を育み、人権を尊重する教育の推進	25
4	教育環境の改善を図り 持続可能な学校づくりに向けての町立小中学校の再編	28
5	学校経営改革、安心・安全な学校づくりと教育環境の整備	29
6	家庭・地域の教育力の向上	32
7	伝統文化の継承と新しい「和紙のふるさと」文化の創造	35
8	健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興	39
VI	教育機関・教育施設	42
1	町立小・中学校	42
2	教育相談室・広域適応指導教室	47
3	学校給食センター	49
4	町立公民館	50
5	町立図書館	56
6	社会体育施設一覧	58
VII	教育関係資料	59
1	小川町教育の沿革	59
2	教育予算等	60
3	児童・生徒数等	63
4	学校医・学校歯科医・学校薬剤師	64
5	各委員会等委員一覧	64
6	スポーツ・文化団体（補助団体）	68
7	小川町内所在の指定文化財	70
8	小川町教育・文化施設等一覧	72

I 小川町の概要

<沿革>

小川町は埼玉県のほぼ中央部に位置しています。町域の南部と北西部が山地、北東部が丘陵や台地で、槻川・兜川の二河川が西部の山地から東流し盆地を形成しています。山林が町域の6割を占め、市街地は盆地内の中央部に広がっています。

このような自然景観に恵まれた本町は、縄文時代の前期から中期にかけての平松台遺跡をはじめ、槻川・市野川を望む台地上に太古の人々の生活の痕跡を認めることができます。古墳時代になると穴八幡古墳など20基あまりの古墳のほか、数か所の集落跡が確認されています。

奈良・平安時代の遺跡は各所にみられ、町域内に広く人々が住んでいたことがわかります。

鎌倉時代になると、市野川に沿って鎌倉に通じる「鎌倉街道上道」が整備され、その遺構が残されています。文永6年(1269)には、鎌倉の僧仙覚が小川町増尾周辺に比定される比企郡北方麻師宇郷政所において万葉集の注釈書を完成させました。竹沢地区はこのころ竹沢郷と呼ばれ、『太平記』に登場する竹沢氏という武士の領地でした。また、下里・青山板碑製作遺跡は中世に関東地方を中心に広く流通した武蔵型板碑の石材採掘加工遺跡として貴重であり、国の史跡に指定されています。

室町・戦国時代になると、山内・扇谷両上杉氏の抗争がおこり、長享2年(1488)と明応3年(1494)の2回にわたり、高見原の合戦が行われています。こうした中で、腰越・青山・高見・高谷等の山城や砦が築かれました。また、このころの町域は扇谷上杉氏の重臣上田氏の勢力圏となったと考えられ、同氏は小川に在郷していたという記録があります。その後、この地方は後北条氏の領国となり、上田氏もその重臣として松山城(吉見町)の城主となりました。

江戸時代初頭には、奈良梨が大名の諏訪氏の領地となり陣屋を構えましたが、2年後に群馬総社へ移りました。その他の村々は、旗本知行地や幕府直轄領でしたが、幕府直轄領の村々の多くは、のちに旗本知行地に移りました。

また、市街地中心の小川村は、江戸から秩父に至る秩父往還川越通りと八王子から上州に至る道の交差点にあっていたため、物資の集散地として繁栄し、毎月1と6のつく日に市が立てられました。

このころ、特産物の和紙は漉屋が426軒にも及ぶ一大生産地となり、また小川素麺も近国まで名が知られ、それぞれ仲買商人によって江戸をはじめ各地へ販売されました。

明治22年の市制・町村制施行により、小川町・大河村・竹沢村・八和田村が成立しました。なかでも小川町は人口も多く、産業・商業の町としてだけでなく、郵便局・登記所・警察分署・高等学校・私立銀行2行が設置されるなど、比企西部における中心地として繁栄していました。

昭和30年には、旧4町村の合併により新たに小川町が成立し、翌31年1月に寄居町の一部が編入となり、現在の町域が確定しました。合併時には25,000人前後の人口が、昭和50年代以降大型住宅団地が造られ1万人も急激に増加しました。これにより、学校教育施設も、東小川小学校・みどりが丘小学校・上野台中学校・樺台中学校と4校が新設されました。

交通機関については、大正12年に東上線、昭和8年に八高線が開通し、東京や各地への便が良くなりました。また、平成16年には関越自動車道に嵐山小川インターチェンジが開通し、県道熊谷小川秩父線バイパスに連絡したことにより、小川町へのアクセスが飛躍的に向上しました。

また、平成21年秋には本田技研工業(株)埼玉製作所小川エンジン工場が操業を開始するなど、町内に企業が進出しています。

和紙・建具・裏絹・酒など特産物の多い本町では、平成2年に埼玉伝統工芸会館を建設し、小川和紙をはじめとした県内各地の伝統工芸品を展示しています。

小川町は京都に地形が似ているばかりでなく、槻川下流には京都嵐山を思わせる峡谷や南西の都幾山には比叡山延暦寺になぞられる県内屈指の古刹慈光寺があります。また、特産物の小川絹は、以前京都へも出荷され、染色も行われました。そのため、昔から武蔵の小京都と呼ばれており、平成8年には全国京都会議に加入しました。

平成26年、小川町・東秩父村で継承されてきた「細川紙」は、島根県の「石州半紙」、岐阜県の「本美濃紙」とともに「和紙：日本の手漉和紙技術」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。平成29年6月議会で、その登録が決定された11月27日を「小川和紙の日」と定める条例が制定されました。

<位置>

小川町は、東京都心から60kmに位置しており、東は嵐山町、西は東秩父村、南はときがわ町、北は寄居町と隣接しています。なお、町役場の位置は、東経139度15分42秒、北緯36度3分23秒、海拔90.99mです。

<人口及び面積>

令和4年5月1日現在

人口(男・女(人))	世帯数	面積(k㎡)	人口密度(1k㎡当たり)
28,429(男14,177・女14,252)	13,029	60.36	470

Ⅱ 小川町教育委員会

1 教育委員会

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、町の教育等に関する事務を管理執行する機関として設置され、町が処理する教育・スポーツ・文化財の保護等に関する事務を管理し執行します。

教育委員会は教育長と4人の委員で構成され、会議は毎月の定例会のほか臨時会、町長の招集による総合教育会議が開かれます。また町教育行政に関する調査研究をはじめ種々の活動に取り組んでいます。



教育長

小林和夫



教育長
職務代理者

細井達男



委員

吉田徳匡



委員

関根栄子



委員

田中奈津子

職名	氏名	現在の任期
教育長	こばやしかずお 小林和夫	令和 3年 4月 1日 令和 6年 3月 31日
教育長 職務代理者	ほそいたつお 細井達男	令和 元年 10月 1日 令和 5年 9月 30日
委員	よしだのりまさ 吉田徳匡	令和 3年 1月 1日 令和 6年 12月 31日
委員	せきねえいこ 関根栄子	平成 30年 10月 1日 令和 4年 9月 30日
委員	たなか なつこ 田中奈津子	令和 3年 10月 1日 令和 7年 9月 30日

会議の開催状況（令和3年度）

種別	月												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
臨時会												1	1
総合教育会議				1					1				2

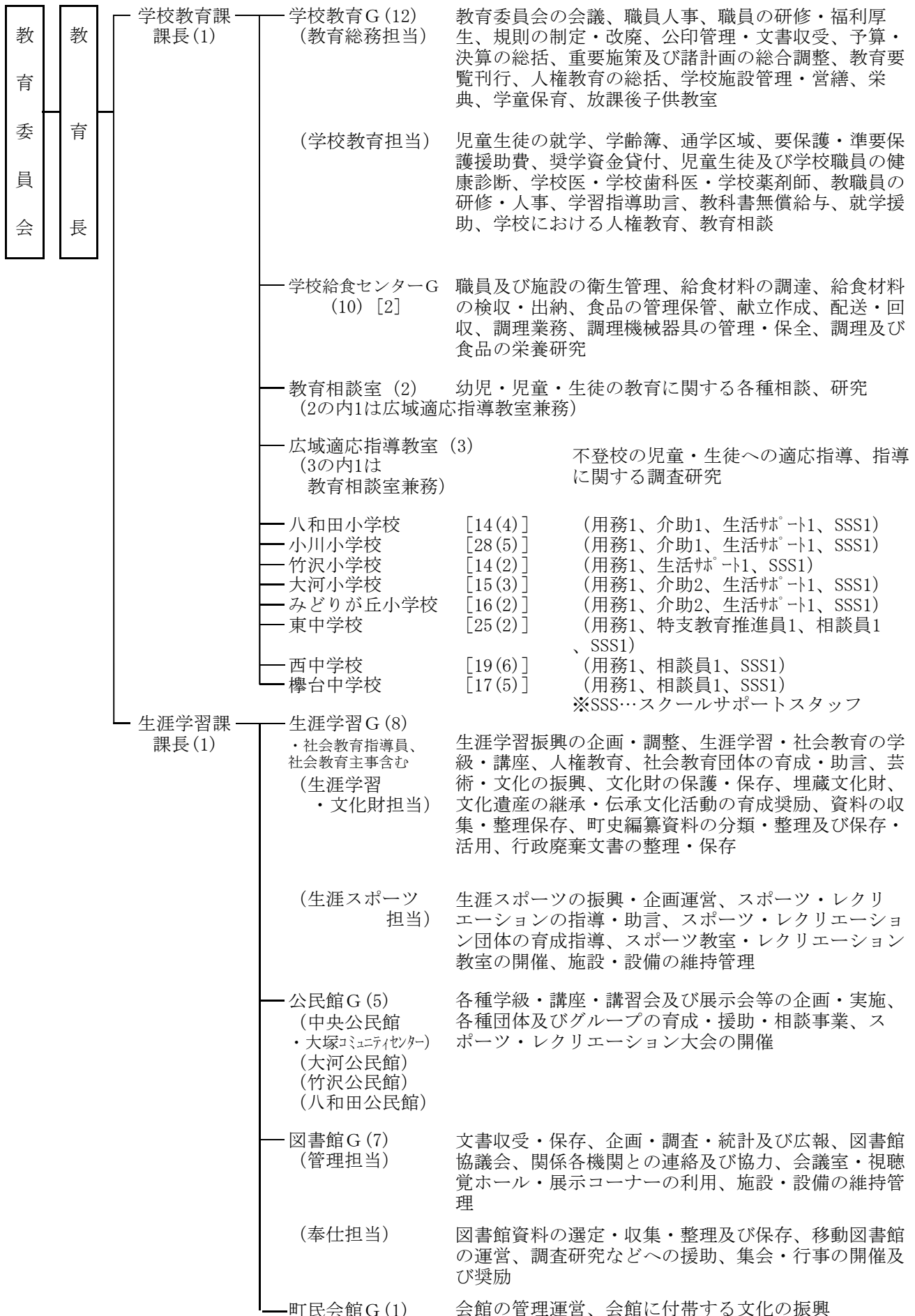
2 事務局組織と事務分掌

(令和4年5月1日現在)

() は町職員数 (会計年度任用職員を含む)

[] は県費職員数

[()] は県費教職員数、() は臨任内数



Ⅲ 小川町の教育振興に関する大綱

《町民・子供たちへのメッセージ》

私の町づくりの基本は、「町の活性化」「安心・安全な町づくり」「豊かな自然と歴史・文化の活用」です。

平成28年3月に策定した「小川町第5次総合振興計画」に示された町の将来像は「自然の恵みと文化を未来につなぐ、人が輝くまちおがわ」としています。そして教育の本旨は人づくりであり、未来への投資です。

古くからの言葉として「温故知新」（故きを温ねて新しきを知る）というものがあります。小川町はたずねるべきふるきものが沢山あります。それだけ新しい知識や見識の広がりが期待できます。

現代は様々な課題や難しい問題にあふれ、複雑な社会を形成していますが、小川町民の一人一人に生き生きと輝いてもらうために、この町がもつ古くて豊かな自然と文化・歴史を振り返り新しきを求め、そして他に誇ることでできる人情味あふれる風土や人々の絆の深さを大切にして、町づくり、人づくりを行っていきたいと思います。

子供たちには、豊かな心と確かな学力を着実に身に付けてもらうために、そして町民の皆さんには、生涯にわたる豊かな学びの継続と学びの成果が活かされる体制づくりが図られるよう、小川町の教育を進めていきます。

あらゆる町民の方の能力と可能性が花開くことを期待しています。

《施策の根本的な方針》

1 生涯にわたり生き生きと学ぶ機会を充実します。

心豊かな人生を送るためには、生涯にわたる学習活動が大きな役割を果たします。

町民の主体的で多様な学習活動の成果が地域における様々な場に活かされるよう、生涯学習の推進体制を充実させるとともに、いつでも・どこでも・だれでもが生涯学習に取り組める環境づくりを目指し、「ひとが輝きまちも輝くふるさと小川の学び」を支援していきます。

2 生きる力をはぐくみ確かな学力を育成します。

生きる力をはぐくむためには、児童・生徒一人一人に基礎・基本を習得させ、併せてその活用能力を高めていく教育活動が大切です。

そこで、基礎学力と論理的思考力、問題解決能力の習得を絶えず検証し、指導方法の工夫改善を図っていきます。併せて互いに協力し学び合い自ら学ぶ意欲を高め、自尊感情を醸成していく「学びの改革」を推進し、確かな学力を育成します。

地域の歴史・文化や産業等をまなぶ「おがわ学」をとおして、郷土を愛する心と課題解決能力をはぐくみます。

3 豊かな心と健やかな体を育成し、様々な課題を抱えた子供たちを支援します。

児童・生徒の心身の発達段階にあわせて、心豊かな人間性をはぐくみ、健康の保持・

増進と体力の向上を図る必要があります。

豊かな人間性と社会性を身に付けるため、社会体験などの機会の充実を図るとともに道徳教育を推進します。

また、いじめや不登校の問題、発達障害への対応、家庭の教育力の低下や経済的格差など様々な課題に対応するため、教育を通じた支援を行います。

4 教育環境の改善を行い、持続可能な学校づくりに向けて町立小中学校の再編を進めます。

児童・生徒数の減少に対応し、学校の適正規模を勘案しつつ適切な教育環境の整備を図る必要があります。

そのために教育環境の改善等を行い、持続可能で望ましい学校教育を実現するために町内小中学校の再編を進めます。適正な学校規模と改善されたよりよい環境の中で、教育効果の高い指導に努めます。

5 学校経営改革、安心・安全な学校づくりを進めます。

保護者や地域に信頼される学校を創りあげるには、管理職が強いリーダーシップを発揮し、学校経営・運営の改革を図っていくことや、児童・生徒が安心・安全に学習活動を行い生活できるよう、安全教育の充実や教育環境の整備を進めることが大切です。

そこで、教職員の資質向上にむけ研修の充実を図り、防災教育・交通安全教育・防犯体制の充実や教育施設・設備の整備を図り、安全管理の徹底と事故防止に努めます。

6 家庭・地域の教育力を向上し、相互に支え合うための絆づくりを進めます。

家庭は、子供たちが健やかに育ち成長していくための礎（いしずえ）であることから、子育てについて悩みや不安を抱え、孤立している家庭に対して、家庭教育支援体制や、家庭教育向上のための学習機会の充実を図ります。

そのために、スクールソーシャルワーカーや各種相談員との連携を深め、教育相談体制を充実し、県の家庭教育アドバイザー等の活用を図ります。

また学校・家庭・地域との連携を強めるため、地域の行事やボランティア活動、学校応援団など地域ぐるみでの教育活動の充実を図り、相互に支え合うための絆づくりを進めます。

7 伝統文化を継承し新しい「和紙のふるさと」文化を創造します。

地域の歴史と自然、伝統の中から生まれた豊かな文化に触れ、それを基礎に新たな文化芸術を生み出すことは、人々に感動や生きる喜びをもたらします。

和紙をはじめとした文化財や伝統文化は、よりよいまちづくりを行ううえで欠くことのできない、地域の貴重な財産であり、それらを保存し活かし、歴史と文化を体感することにより町への理解を深め、伝統文化の継承と文化芸術の振興を図ります。

8 健康・体力づくりを進め、生涯スポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります。

生涯にわたり健康で明るく充実した毎日を過ごすことは、町民にとって非常に大切なことです。

生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進することにより、生まれてよかった、住んでよかった、長生きしてよかったと思えるふるさとづくりにつながります。

そのため、子供から高齢者まで健康・体力づくりを進め、生涯にわたって、いつでも、どこでも、だれもが、スポーツ・レクリエーションに親しむことができるよう、環境整備や参加機会の充実に取り組めます。

平成28年9月29日策定

平成31年2月26日改定

IV 令和4年度小川町教育行政重点施策

令和4年度小川町教育行政重点施策

小川町教育委員会は、教育基本法の精神にのっとり、人間尊重の理念を踏まえ、児童・生徒がこれからの社会をたくましく生き抜くための力を育み、町民が輝き、生涯にわたって自己啓発と多様な学習活動を行うことができる環境づくりを推進します。

令和4年度は、小川町第5次総合振興計画実施の7年度目となり、後期基本計画の2年度となります。この計画では、町の将来像として「自然の恵みと文化を未来につなぐ、人が輝くまち おがわ」がうたわれ、前期基本計画では「教育・文化の振興」についての基本目標として「豊かな心をはぐくむまち」が掲げられています。また、生涯学習の更なる推進を図るため、今年度は「第3次小川町生涯学習推進計画」が策定され、後期基本計画の2年度となります。これらの計画の目標を達成するため、教育委員会では、誰一人取り残さない社会実現を目指すSDGsの実現の視点も踏まえ、以下の基本理念のもと、8つの施策の柱を設定し具体的な施策の遂行に取り組んで参ります。

これらの施策の推進に当たっては、小川町民の理解と協力を得ながら、併せて埼玉県第3期教育振興基本計画にうたわれている「豊かな学びで 未来を拓く」教育の基本理念も踏まえ、県教育委員会をはじめとする関係機関・団体との連携を密にし、諸事業の着実な実施を図って参ります。

*** 基本理念 ***

自立と自尊の小川町の教育

～ふるさとと他者と自己を愛し、生きがいを広げる町～

*** 施策の8つの柱 ***

- 1 生涯を通した多様な学習活動の推進
- 2 生きる力を育み、確かな学力を身に付ける学校教育の推進
- 3 豊かな心と健やかな体を育み、人権を尊重する教育の推進
- 4 教育環境の改善を図り持続可能な学校づくりに向けた町立小中学校の再編
- 5 学校経営改革、安心・安全な学校づくりと教育環境の整備
- 6 家庭・地域の教育力の向上
- 7 伝統文化の継承と新しい「和紙のふるさと」文化の創造
- 8 健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

1 生涯を通した多様な学習活動の推進

第3次小川町生涯学習推進計画の基本理念を踏まえ、町民の生涯学習活動を支援し、多様な学びの場を提供し、その成果が町づくりに適切につながるよう、生涯学習推進計画の推進と推進体制の強化を図り、生涯学習の拠点づくりを進め、いつでも・どこでも・だれでもが生涯学習に取り組めるよう努めます。

(1) 生涯学習推進体制の確立

- ①第3次小川町生涯学習推進計画の推進
- ②推進体制の強化
 - ・生涯学習町民協議会等による生涯学習推進体制の充実
- ③生涯学習情報の収集、提供及び相談体制の充実
- ④県立小川高等学校を始めとする高校・大学・研究機関等との連携
- ⑤奨学金制度の整備

(2) 生涯学習の拠点づくり

- ①公民館・図書館等生涯学習拠点の整備と機能の充実
 - ・公民館等のサービス向上と利用促進
 - 公民館等の講座・教室の充実—
 - ・図書館等のサービス向上と利用促進
 - 図書館アウトリーチサービスの充実—
(電子図書館の構築／移動図書館の巡回・配本／
図書郵便サービス／Web 登録)
 - ・図書館の貸館体制の充実
 - ・小学校や中学校等との連携
- ②生涯学習施設の連携
 - ・公民館図書館等の生涯学習施設間の連携
 - ・県立小川げんきプラザ等との連携
- ③学校開放の推進と連携協力(施設の相互利用の多角化)

(3) 生涯学習プログラムの充実

- ①家庭教育支援の推進
 - ・子育て世代の学習機会の提供
- ②青少年や成人期、壮年期及び高齢期にある町民の学習の充実
 - ・町民向け「おがわ学」の構築
 - ・子ども大学の実施
 - ・児童生徒及び青少年の体験学習と交流の促進
 - ・ICT(情報通信技術)を活用した学習の推進
 - ・「町民大学講座」の開催(おがわ学との連携)
 - ・成人式の開催
 - ・生涯学習出前講座の実施
 - ・西武ライオンズとの「連携協力に関する基本協定」に基づく取組の推進
(スポーツ振興、青少年健全育成、地域活性)
 - ・町内在住のスポーツ選手・音楽家等との連携
(本田技研、実業団等との連携)

(4) 生涯学習リーダーの育成

- ①生涯学習活動全般に係る指導者の確保と育成
 - ・町内在住のスポーツ選手・音楽家等との連携
- ②生涯学習指導者(あおいしいいききサポーター)の確保と育成及び活用
- ③おがわ学に係る生涯学習指導者の確保及び活用

(5) 社会教育関係団体等への支援と連携

- ①社会教育関係団体・ボランティア団体への支援と連携
 - ・スポーツ協会、スポーツ少年団等への支援と連携

②地域の学習活動への支援

- ・各公民館における地域活動団体への支援と連携

2 生きる力を育み、確かな学力を身に付ける学校教育の推進

学習指導要領の趣旨に基づき、児童生徒の「生きる力」を育むため、一人一人に基礎・基本を習得させ、併せてその活用・探究能力や非認知能力を高め、自立する力を育む教育活動を展開し、確かな学力が身に付くよう努めます。

各学校が創意工夫を生かし特色ある教育活動を計画的に展開する中で、児童生徒一人一人が達成感や自己有用感を得ることができるよう努め、更に自尊感情の醸成につながり個性と創造力の伸長が図れるよう、指導方法等の工夫改善に努めます。昨年度から本格的に運用が始まったGIGAスクール構想の1人1端末を効果的に活用し、個別最適化された学習やオンライン授業等を通して、児童生徒の学力向上につなげます。

さらに、地域の歴史・文化や産業等を学ぶ「おがわ学」を通して郷土を愛する心と課題解決能力の育成及び地域を支える人材の育成に努めます。

また、地域に信頼される開かれた学校づくりを推進するため、家庭、地域社会及び関係機関との連携に努めます。

(1) 幼稚園・保育園と小学校との連携

- ・定期的な連携事業の推進と充実
- ・発達相談、就学相談を通じた支援の充実
- ・子育ての目安「3つのめばえ」の活用や「接続期プログラム」の実施

(2) 確かな学力と自立する力を育む学校教育の推進

①個別最適な学びに向けての学習指導の充実（個に応じた指導の推進）

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業改善の取組
- ・基礎・基本の習得を図る指導方法の工夫改善
- ・GIGAスクール構想による1人1端末を効果的に活用した指導法の工夫改善
- ・少人数指導等の推進と小学校低学年時期の指導の充実
- ・小学校専科指導による学習指導の充実
- ・思考力・判断力・表現力を育み、「学びに向かう力・人間性」の涵養に繋がる指導方法の工夫改善

②郷土を愛する心と課題解決能力等の育成を目指す「おがわ学」の推進と実践

- ・各学校における教育課程等に位置付けた「おがわ学」の研究と実践
- ・地域の産業、歴史、自然に関わる教材の開発と指導方法の工夫
- ・子供議会の開催
- ・和紙文化等に係わる年間指導計画の整備改善
(小学校第3学年から中学校第3学年までを見通したカリキュラムの研究)
- ・和紙の歴史や手漉き和紙に関する学習の推進
- ・地域との協働によるキャリア教育の充実を目指す小学校・中学校・高等学校の連携強化
- ・「おがわ学」テキストの活用・検証・改善及び更なる開発

③全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査を活用しての一人一人の学力を確実に伸ばす教育の推進と自立する力の育成

- ・学力学習状況調査等の分析を通じた授業改善
- ・学習データ（コバトンのびのびシート等）を活用した個に応じた学びの実践及びC B T化への対応

④日本漢字能力検定試験を活用した学力向上の取組（小学校4・5学年）

⑤特別支援教育の充実（ノーマライゼーションの理念に基づく教育）

- ・インクルーシブ教育システムの構築を目指した多様な学びの場の充実
- ・一人一人の教育的ニーズに応じた個別の支援計画の作成（サポート手帳の活用）

- ・通常の学級における学習・生活面で困難さのある児童生徒への支援体制の整備
(ユニバーサルデザインに基づく支援の充実)
- ・教育支援体制の充実
(保育園・幼稚園・小中学校・教育相談室や広域適応指導教室を始めとする関係機関による相互連携／特別支援学校との連携(支援籍学習の推進)／保護者への情報提供と支援)
- ・介助員の配置と確保
- ・通級指導教室の活用推進と指導の充実
- ・通級指導教室と通常学級とのきめ細やかな情報共有と連携強化
- ・他課との連携による包括的支援体制の充実
- ・町立図書館等の社会教育施設の活用
(「りんごの棚」やハンディキャップサービスの利用)
- ⑥G I G Aスクール構想を背景としたI C T教育環境の充実と活用
 - ・教員のI C T活用能力と指導力の向上
 - ・体系的な情報教育の推進と情報モラルの育成
 - ・小学校プログラミング教育の円滑な実施と指導の充実
 - ・高度情報化社会に対応した科学技術を担う人材の育成
 - ・I C T支援員の有効活用
 - ・無線L A N利用範囲の拡充
- ⑦多彩な教育の推進(環境・福祉・情報等)
 - ・特色ある学校創りを目指した教育課程の編成
 - ・地域の自然環境や社会環境を生かした環境教育の推進
(「小川町ゼロカーボンシティ宣言」に伴う脱炭素社会を目指す視点)
 - ・性に関する指導の充実
 - ・環境美化活動と学校緑化活動の推進
 - ・学校教育活動全般を通してのボランティア・福祉教育の推進
 - ・学校図書館、司書教諭の活用と読書活動の充実
 - ・町立図書館の活用と連携
 - ・がん教育の推進(年間指導計画への位置づけ)
 - ・「小川町立中学校に係る部活動の方針」に基づく部活動の適正な実施と充実
(外部指導者及び合同部活動の活用)
- ⑧授業時数特例校制度を活用した教育課程の研究
(学校や地域の実情に照らしたより効果的な教育の推進)
- ⑨小中学校における系統的なキャリア教育・進路指導の推進
 - ・全教育活動を通じた計画的・組織的なキャリア教育・進路指導の充実
 - ・中学校における社会体験チャレンジ事業の充実
 - ・家庭や地域・産業界などとの連携強化
 - ・キャリアパスポート「私の志ノート」の積極的な活用
- ⑩主権者教育の推進
 - ・全教育活動を通じた計画的な主権者教育の推進(年間指導計画への位置づけ)
 - ・子供議会の開催
- ⑪小中学校の連携のもと小中一貫教育の推進
(小中一貫した教育課程の研究／おがわ学を通しての連携)
- ⑫学校生活サポート事業、特別支援教育推進事業、外国人児童生徒等支援事業、スクール・サポート・スタッフ配置事業、I C T支援員の配置による学校への人的支援の充実
- ⑬教育相談の充実
 - ・発達相談及び就学相談の推進
 - ・教育相談室及び広域適用指導教室との連携
 - ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への活用推進

(3) 国際性を身に付けグローバル化に対応する教育の推進

①国際理解教育と英語教育の推進

- ・全教育活動を通じた国際性を育む教育の推進
- ・小学校外国語科（英語）と外国語（英語）活動の充実
- ・A L T（外国語指導助手）配置の充実と活用の工夫改善
- ・東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のレジェンドを活用し、児童生徒の成長に結びつける取組

3 豊かな心と健やかな体を育み、人権を尊重する教育の推進

児童生徒の心身の発達段階にあわせて、社会生活・学校生活を円滑にかつ充実して営むことができるよう心豊かな人間性を育む教育を推進します。このために、道徳教育の一層の充実と体験活動の推進に努めます。また、新型コロナウイルス禍にかかわる様な人権課題への対応や課題解決の取組が求められています。

幼児期から高齢期に至るそれぞれの生活の適時性に沿う多様な教育活動・啓発活動を通して、町民の人権尊重の精神を培う教育の推進に努めます。

(1) 豊かな心を育む教育の推進

①道徳教育の充実

- ・小・中学校における「特別の教科 道徳」の指導の工夫と評価の充実

②体験的な学習の推進

- ・福祉体験を始めとする多様な体験活動の推進
(中学生社会体験チャレンジ事業・認知症サポーター養成講座等の充実)

③キャリアパスポート「私の志ノート」等を活用した特別活動の充実

④「小川町立中学校に係る部活動の方針」に基づく部活動の適正な実施と充実 (外部指導者及び合同部活動の活用) 【再掲】

⑤読書活動の推進

- (電子図書館及び移動図書館等の活用)

(2) 健やかな体を育む教育の推進

①体力向上推進事業の推進

- ・運動好きな児童生徒を育成するための授業改善
- ・新体力テストの実施と体力プロフィールシート等の活用による一人一人の体力向上
- ・学校体育指導者研修の充実
- ・生涯スポーツの観点に基づく年間指導計画の見直しと指導方法の改善
- ・町内のスポーツ的行事への積極的参加

②「小川町立中学校に係る部活動の方針」に基づく部活動の適正な実施と充実 (外部指導者及び合同部活動の活用) 【再掲】

③がん教育の推進（年間指導計画への位置づけ） 【再掲】

(3) 人権尊重の精神を培う教育の推進

①人権教育の推進（人権講座の開設・充実）

②いじめ・暴力を許さない教育の推進

③体罰根絶に向けた対策の推進

④障害のある人への理解を深め、交流を進める取組の推進

⑤がん教育の推進（年間指導計画への位置づけ） 【再掲】

⑥性の多様性を尊重した教育の推進（LGBTQ等）

⑦様々な人権問題についての啓発活動の推進

- ・インターネット、SNSを介したいじめ問題等に対する啓発
- ・ヤングケアラーへの支援

⑧相談員等外部人材の活用と連携

(4) 生徒指導体制の充実

①積極的な生徒指導体制の推進

- ・教育活動全体を通じた計画的・組織的な指導体制の充実
- ・より深い児童生徒理解に基づく校内体制の確立と学年・学級経営の充実

②学校教育相談体制の充実とカウンセリングマインドに基づく学年・学級経営の充実

③学校と家庭・地域・関係機関との連携強化

- ・ヤングケアラーへの支援（再掲）

(5) いじめ防止・不登校対策の推進

①いじめの未然防止と早期発見を図り、いじめを許さない学級づくりと校内体制の確立

②児童生徒理解を深め、教育相談技術を高める研修等の充実

（カウンセリングマインドの醸成）

③広域適応指導教室等と学校との連携体制の充実（様々な学習機会の確保）

④さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実

⑤町子育て支援課・健康福祉課・町教育相談室など関係機関との連携強化

⑥小川町いじめ問題対策連絡協議会と連携してのいじめ防止対策の推進

（「小川町いじめ防止等のための基本的な方針」の浸透と対策の的確な実施）

(6) 男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進

①「おがわ男女共同参画推進プラン（第4次）」に基づく教育の推進

- ・男女共同参画及び人権尊重に関する広報・啓発の充実
- ・男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ・地域・団体における方針決定の場への男女共同参画の促進
- ・男性又家族の家事・育児・介護参加の促進

4 教育環境の改善を図り持続可能な学校づくりに向けた町立小中学校の再編

児童生徒数の減少に対応し、学校の適正規模を勘案しつつ適切な教育環境を整備する必要があります。

そのために教育環境の改善等を行い、持続可能で望ましい学校教育を実現するために町立小中学校の再編を進めます。

また、校務支援システムの導入により学校事務の情報化をさらに進め、教職員の働き方改革を進めます。

(1) 町立小中学校再編の推進

①長期計画答申を受けての学校再編長期計画の策定

②総合教育会議等による町長部局との連携

③東小川小学校と小川小学校との統合後の円滑な学校教育活動等の推進及び課題解決並びに今後の計画策定への反映

(2) 校務支援システムの導入と活用

5 学校経営改革、安心・安全な学校づくりと教育環境の整備

保護者や地域に信頼される学校教育を実現するためには、人的・物的環境の整備・改善・充実が不可欠となります。このため管理職が強いリーダーシップを発揮し、学校経営・運営の改革を図っていくことが必要です。様々な研修や教職員人事評価制度等の活用により、教職員の資質と意欲の向上に努めます。また、学校における働き方改革を推進します。また、学校における働き方改革を推進するため、校務支援システムの導入により教職員の負担軽減を進めます。

更に、コミュニティ・スクール導入（令和元年度からの学校運営協議会設置）を契機に更なる開かれた学校づくりを進めるとともに、児童生徒が安心・安全な学校生活を送るこ

とができるよう、様々な教育活動の展開と対策を講じます。このために、学校の情報を積極的に発信します。また、質の高い学校教育の環境整備に努めます。

(1) 教職員の資質向上

- ①分かる授業・伸ばす授業を進めるための指導力（授業力）の向上
 - ・特別支援教育に係わる指導力の向上
 - ・教員のICT活用能力と指導力の向上（再掲）
 - ・小学校教員の英語指導力の向上
- ②資質向上と専門性を高めるための研修会の充実と工夫・改善
- ③各種研修会への参加促進及び自発的・主体的な研修の奨励
 - ・情報教育に関する研修の推進
 - ・小学校におけるプログラミング教育及び英語教育に関する研修の推進
 - ・人権教育に関する研修の推進
- ④小・中学校間の人事交流の推進
- ⑤教職員人事評価制度を活用した人材育成
- ⑥学校訪問などの指導業務の推進（町教育委員会、県教育委員会などによる訪問）

(2) 学校管理運営の改革

- ①保護者・地域に信頼される学校運営の推進
- ②管理職の強いリーダーシップの発揮と創意ある学校づくりの推進
- ③学校組織の整備と協働体制の確立（主幹教諭の配置等）
- ④教職員の負担軽減を始めとする働き方改革の取組の推進
- ⑤教職員のサービスの厳正と事故防止の徹底
- ⑥教職員の健康管理・メンタルヘルスマネジメントの推進（業務量の適切な管理）
- ⑦小・中学校事務の共同実施の推進（東秩父村との共同実施）と機能強化
- ⑧カリキュラム・マネジメントの取組に係る研究

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

- ①「おがわ学」等を通じた学校を核とし家庭・地域が一体となった児童生徒の育成
- ②コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の円滑な運用と充実
- ③学校評価の実施と公表
（学校評価に基づく学校経営、学校運営改善）
- ④学校からの積極的な情報発信

(4) 安全教育・健康教育の推進

- ①学校安全、防犯体制の強化・充実
 - ・防犯対策の整備（校内防犯体制の点検、充実）
- ②生活安全・交通安全の充実・徹底
 - ・自転車マナーの習得
 - ・小学校交通安全教室の実施
- ③防災教育の充実
 - ・防災対策の整備と防災教育の推進（学校と行政が連携した取組の推進）
（児童生徒の防災意識の向上）
 - ・地域・家庭・関係機関・学校の連携を密にした地域防災の推進
 - ・防災施設・設備の点検・整備
- ④地域防犯活動の推進
- ⑤保健教育・保健管理の充実
 - ・児童生徒に係るアレルギー・アナフィラキシーへの対応
 - ・新型コロナウイルスを始めとする感染症への適切な対応と関係機関との連携

(5) 衛生管理の徹底と学校給食指導の充実

- ①衛生管理の徹底
 - ・新型コロナウイルス・ノロウイルス等の感染症対策の実施と充実
 - ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携強化

- ②「食」に関する指導の充実（栄養教諭等の活用）
- ③養護教諭及び栄養教諭等の研修の充実
- ④学校給食等における食物アレルギーへの対応
- ⑤「学校給食摂取基準」の一部改正への対応
- ⑥学校給食における「おがわん野菜」の積極的活用と食育の充実

（6）教育環境の整備

- ①教育施設・設備の整備
- ②学校給食体制の整備
 - ・新学校給食センター建設への対応
- ③学校施設に係る事故防止に向けた安全管理の徹底
- ④学校施設の計画的な改修と改善（施設老朽化対策の推進）
- ⑤ユニバーサルデザインの視点に基づく教育環境の見直しと整備
- ⑥学校備品の有効利用（複数校の共同利用の促進・統合に伴う備品の有効活用・G I G Aスクール1人1端末の利用促進）
- ⑦校務支援システムの導入と活用（再掲）

6 家庭・地域の教育力の向上

基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる家庭づくりや子育て支援を行うために、支援体制の整備や各種啓発事業等の充実に努めます。

また、人々の絆や住民同士の繋がりを醸成する視点からの地域活動の推進を図り、地域の行事やボランティア活動などへの参加を通じて、子供達が地域の一員として育つよう、地域ぐるみでの教育活動の支援に努めます。

（1）家庭教育支援体制の充実

- ①地域における人材の育成・活用
 - ・生涯学習指導者（あおいしいきいきサポーター）の確保と育成及び活用【再掲】
- ②教育相談の充実
 - ・発達相談及び就学相談の推進【再掲】
- ③外国人家庭への支援
- ④家庭と連携した「ノーゲームデー」の取組の推進
- ⑤ヤングケアラーへの支援（再掲）

（2）家庭教育力向上のための学習機会の充実

- ①時代のニーズに適応した家庭教育講座の充実（家庭教育アドバイザー等の活用）
 - ・「親の学習」「親子ふれあい活動」の推進
- ②家庭における学習習慣の定着を図る取組の促進
 - ・スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等の家庭での使用の在り方の啓発（使用時間等に係るルールづくり）
 - ・G I G Aスクール構想に基づく端末の家庭学習での活用法研究と推進
 - ・「家庭学習の手引き」等の活用

（3）地域の教育推進体制の充実

- ①学校応援団の充実と連携強化
- ②地域人材・ボランティア等の活用
 - （おがわ学における外部指導者等の活用）
- ③民間団体・企業等との連携推進
 - （おがわ学における外部指導者等の活用）
- ④コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の円滑な運用と充実【再掲】
- ⑤放課後子供教室事業の推進
 - ・開設5小教室運営の充実
- ⑥放課後児童健全育成事業の推進（学童保育への支援）
 - ・学童クラブ間での情報交換の推進

(4) 地域での体験活動の充実

- ①自然体験活動の推進
 - ・町子ども会連絡協議会への支援
- ②様々な地域行事などの地域活動やボランティア活動への参加促進
 - ・河川清掃、ウグイの放流等への参加促進
- ③文化・スポーツ活動等の推進
 - ・地元企業との連携による活動の推進
 - ・民俗行事・郷土芸能の伝承及び地域でのスポーツ行事の推進

(5) 青少年健全育成の推進

- ①非行防止ネットワークづくりの推進
- ②情報モラル教育の推進
 - ・ネットいじめやネットトラブル対策の推進
 - ・情報リテラシー教育の推進
- ③薬物乱用防止対策の推進
- ④性非行防止対策の推進
- ⑤相談体制の充実

(6) 子供の読書活動の推進

- ①読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備
 - ・町立図書館における「お話し会」等の講座・イベントの開催
 - ・学校図書館、司書教諭の活用
 - ・電子図書館の構築（再掲）
- ②読書推進事業の啓発・広報の推進
 - ・町立図書館ホームページや「広報おがわ」等による広報活動
- ③幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・放課後子供教室・小中学校・公民館・保護者等と図書館との情報交換及び連携強化（図書館利用の促進）
 - ・図書館職員の学校等訪問（おはなし会、ブックトーク等）
 - ・学級文庫等の団体貸し出しの促進
 - ・親子読書活動の推進

7 伝統文化の継承と新しい「和紙のふるさと」文化の創造

近年、社会生活の変化や余暇時間の活用に伴い、町民の意識の中には心の豊かさを求める機運が高まっています。当町には長い歴史と伝統の中から生まれた豊かな文化と文化財が存在します。これらの保存・継承・活用（おがわ学への援用等）により、人が輝くまちの形成に努めます。

また、文化活動の発表や交流の場を広く町民に提供するとともに、自主的な文化活動の支援と地域文化活動の促進に努めます。

さらに、細川紙のユネスコ無形文化遺産登録から7年余りが経過し、なお一層の紙漉き技術の伝承に努めるとともに、様々な伝統文化等の活用・応用により、新しい「和紙のふるさと」文化の創造に努めます。

(1) 伝統文化の継承と活用

- ①和紙文化の継承と活用
 - ・ユネスコ無形文化遺産細川紙の技術伝承と活用の推進
 - ・和紙体験学習センターの計画的活用の推進
 - ・和紙関係資料の保存と活用の推進（講座等の開催）
 - ・細川紙後継者育成事業の推進
 - ・「小川和紙の日」に関連した和紙フェスティバル共催
 - ・「おがわ学」の実践を通しての小中学校における和紙文化理解と活用
 - ・子ども和紙大学の推進と充実
- ②伝統文化の継承と活用

- ・関連団体への支援と連携強化

(2) 文化財等の保存と活用

- ①下里・青山板碑製作遺跡の保存と活用
 - ・追加指定への取組、板碑関連遺跡に関する調査及び普及啓発事業の推進
- ②文化財の保存と活用
 - ・愛護活動の推進
 - ・収集資料の整備
 - ・デジタルアーカイブの推進
- ③埋蔵文化財の保存と活用
 - ・発掘調査の実施と記録保存
 - ・調査報告書の刊行と公開
- ④史跡・遺跡等の保存と活用
 - ・仙覚律師遺跡等の保存と活用
 - ・地域の史跡保存団体と連携した維持管理体制の充実
- ⑤古い町並みを始めとする地域資源の保存と活用（文化財的視点からの検討）
- ⑥広域的な文化財交流の促進
 - ・比企地区文化振興協議会事業への参画
 - ・県立嵐山史跡の博物館等との連携
- ⑦文化・文化財関係施設整備の検討
- ⑧古寺鍾乳洞に係る調査研究の推進

(3) 町民文化活動の支援

- ①イベントの開催支援
 - ・地域文化活動、芸術文化活動、文化団体活動の促進と支援
- ②文化施設の有効活用
- ③資料の活用・情報提供
 - ・町史刊行本の頒布の促進
 - ・収集資料の積極的活用（町史編さん資料等）
 - ・図書館等における郷土資料等の活用
 - ・電子図書館の活用（テキスト読み上げ、文字拡大機能による障害者・高齢者の利用支援）
- ④歴史講座・出前講座等の活用事業の促進
 - ・和紙文化、板碑文化及び文化財・歴史等に関わる学習機会の充実（町内施設等の有効活用と民間との連携強化）
 - ・図書館における企画展示の広報活動の推進

8 健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

町民一人一人の心身の健全な発達と明るく豊かな生活を実現するためには、生涯にわたって健康に対する関心を持ち、積極的に運動に親しむことが必要です。

このため、広く町民があらゆる機会を通じ、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境・体制づくりを進めるとともに、体力づくりに対する関心を高め、体力の向上、健康の保持・増進が図られるよう努めます。

(1) 健康増進とスポーツ活動の充実

- ①小川和紙マラソン大会、町民総合体育大会の開催
- ②健康・体力づくり事業の推進
 - ・各種スポーツ教室の開催
 - ・各種健康増進教室の開催
- ③自主活動の支援・相談体制の充実
 - ・スポーツ推進員による支援及び相談体制の充実
- ④地域スポーツ・レクリエーションの推進

・各種スポーツ大会の開催・支援

(2) スポーツ推進体制の充実

①スポーツ協会活動等への支援

・スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援

②スポーツ少年団活動への支援

③スポーツ・健康指導の充実

・障害者スポーツ簿推進

・スポーツ推進委員の活動の充実と指導者・リーダーの育成

④社会体育施設の有効活用

・総合運動場、町営八幡台グラウンド、町立武道館等の活用

⑤スポーツ行事、各種大会等に係る情報提供・広報の充実

(3) スポーツ施設の整備充実と開放

①社会体育施設の整備

②学校体育施設開放の推進

本章では、令和4年度小川町教育行政重点施策の8つの柱について、特に説明が必要な項目についての内容を記載いたしました。

なお、掲載写真は各事業のイメージを表すものとして、本年度及び過年度に撮影されたものを掲載しております。

V 小川町教育行政重点施策に係る取組み

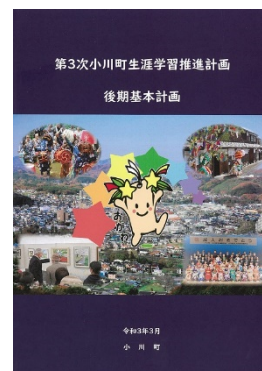
1 生涯を通じた多様な学習活動の推進

第3次小川町生涯学習推進計画の基本理念を踏まえ、町民の生涯学習活動を支援し、多様な学びの場を提供し、その成果が町づくりに適切につながるよう、生涯学習推進計画の推進と推進体制の強化を図り、生涯学習の拠点づくりを進め、いつでも・どこでも・だれでもが生涯学習に取り組めるよう努めます。

(1) 生涯学習推進体制の確立

①生涯学習推進計画の推進

第3次小川町生涯学習推進計画後期基本計画に基づいて生涯学習事業を展開し、「ふるさと小川」のまちづくりを推進します。



第3次小川町生涯学習推進計画後期基本計画

②推進体制の強化

- ・生涯学習推進組織の充実

生涯学習推進本部や町民から成る生涯学習推進町民協議会などの組織を通じて、生涯学習推進のための方策や町民の学習活動に関する支援等を検討します。

③生涯学習情報の収集、提供及び相談体制の充実

広報おがわ・ホームページや各公民館などにおいて生涯学習情報の提供を行います。

図書館においては、読書相談や学習相談、広域での資料相互貸借等、利用しやすい体制を整え学習者を支援します。

④県立小川高等学校を始めとする高校・大学・研究機関等との連携（「おがわ学」等）

県立小川高校の教育資源を町民の生涯学習活動等に活用するため、連携強化に努めます。

⑤奨学金制度の整備

高校や大学等に進学するための経済的負担の軽減を図り、もって有用な人材を育成するために、活用しやすい奨学金制度を整備します。



公民館運営審議会

(2) 生涯学習の拠点づくり

①公民館・図書館等生涯学習拠点の整備と機能の充実

- ・公民館・図書館等のサービス向上と利用促進
- ・公民館・図書館等の貸館体制の充実

公民館は地域の生涯学習の拠点として各種講座等を開講し、学習の場と機会の提供・拡充を推進するとともに貸館体制の充実を図ります。また、関係機関・団体と連携を図りながら、町民の多様なニーズに対応した生涯学習体系の構築を目指します。

図書館は生涯学習の場として多様化・高度化する町民の学習意欲に応えるため、資料とレファレンスサービス業務の充実を図ります。また、イベント・講座の開設や貸館サービスの充実に努め、利用促進を図ります。

- ・小学校や中学校等との連携

児童生徒の学習支援、生涯学習活動等に活用するため、連携強化に努めます。

②生涯学習施設の連携

公民館、図書館などの生涯学習施設が連携を図り、施設の有効活用を進め活発な学習活動を支援します。また、県立小川げんきプラザや周辺の市町村を含めたネットワーク化を進めます。

③学校施設開放の推進

身近に学習活動ができる施設として小中学校施設の開放を推進します。

(3) 生涯学習プログラムの充実

①家庭教育支援の推進

- ・子育て世代の学習機会の提供

図書館や公民館、ボランティアなどと連携し、親子で楽しむ読み聞かせや自然体験など講座内容を充実し、子育て世代への学習機会の提供を図ります。



子ども和紙大学おがわ 土器づくり体験チャレンジ

②青少年、成人期、壮年期及び高齢期にある町民の学習の充実

- ・児童生徒及び青少年の体験学習と交流の促進

学ぶ力や生きる力を育み、郷土の理解を深めるために、様々な体験学習や交流を促進することで、青少年期の学習の充実を図ります。

- ・ICT（情報通信技術）を活用した学習の推進

公民館講座によりICT（情報通信技術）を活用した学習を推進し、情報活用能力の向上を図ります。

- ・「町民大学講座」の開催

- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に関連した取組の推進と充実

「小川町採火式の実施 ～東京2020パラリンピック聖火フェスティバル～」

開催が令和2年度に延期された、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会でしたが、予定されていた①「学校連携観戦チケット」による小中学生の参観、②「自治体向けチケット」による町民の観戦は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応により多くの競技が無観客試合となり、観戦は中止となりました。

しかしながら、テレビ・ラジオ等を通しての視聴・観戦により、グローバル化への対応、更に共生社会へ歩みと理解を進めると共に、他国の伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度の涵養に寄与することとなりました。

- ・西武ライオンズとの「連携協力に関する基本協定」に基づく取組の推進（スポーツ振興、青少年健全育成、地域活性）
野球教室、小中学校の体育授業支援等により、青少年期学習の充実を図ります。
その他、高齢者や女性を対象とし、社会のニーズに合わせた多様な学級・講座の開催により、成人期、壮年期及び高齢期における学習の充実を図ります。

（４）生涯学習リーダーの育成

①生涯学習活動全般に係る指導者の確保と育成

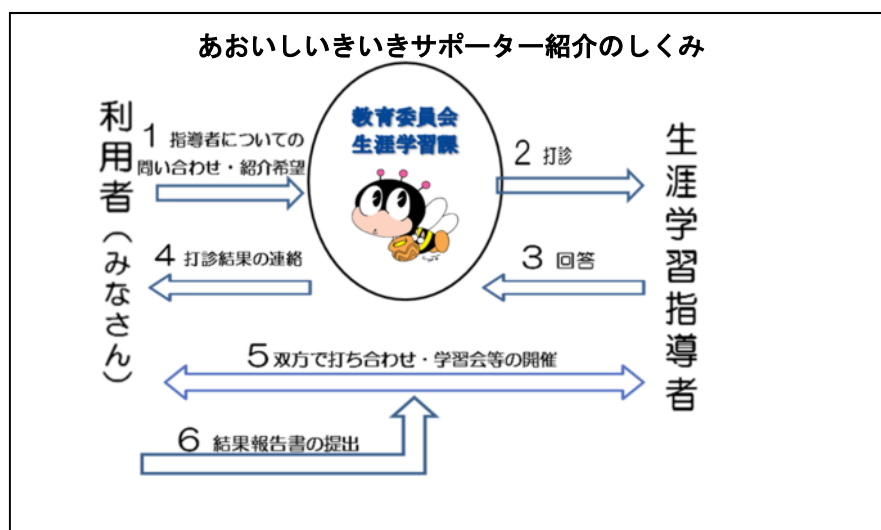
定年を迎えた世代や専門性の高い知識・経験・技術のある人材を確保・育成し、活動を支援します。また、町民の行政等に関する学習を支援するため、「小川町生涯学習出前講座（行政編）」の指導者となる町職員の育成に努めます。

②生涯学習（あおいしいいききサポーター）の確保と育成及び活用

町民が学習した成果を活かせるよう、生涯学習指導者（あおいしいいききサポーター）への登録を推進し、生涯学習のリーダーを確保します。

<小川町生涯学習指導者（あおいしいいききサポーター）>

町民の学習活動を支援するため、様々な分野で指導者として小川町生涯学習指導者に登録し、町民のみなさんの求めに応じ紹介しています。



＜小川町生涯学習出前講座（行政編）＞

町民の行政等に関する学習活動を支援するため、町民のみなさんの求めに応じて、町職員が自治会館や集会所などで行う5人以上の集會に講師として伺います。58講座を用意しています。

（5）社会教育関係団体等への支援

①社会教育関係団体・ボランティア団体の育成と支援

郷土芸能の保存会、PTA連合会や文化団体、子ども会連絡協議会、スポーツ少年団等、社会教育関係団体やボランティア団体の育成と支援を目的とした補助金の交付を行います。

②地域の学習活動への支援

ウグイの放流など、スポーツ少年団や子ども会の地域行事への参加を支援する活動を実施します。また、郷土芸能まつりなど郷土芸能団体の参加を奨励する事業を実施し、地域における伝統芸能を支援します。



小川町子ども会連絡協議会 農業体験



小川町スポーツ少年団 七夕まつり飾り付け

2 生きる力を育み、確かな学力を身に付ける学校教育の推進

学習指導要領の趣旨に基づき、児童生徒の「生きる力」を育むため、一人一人に基礎・基本を習得させ、併せてその活用・探究能力や非認知能力を高め、自立する力を育む教育活動を展開し、確かな学力が身に付くよう努めます。

各学校が創意工夫を生かし特色ある教育活動を計画的に展開する中で、児童生徒一人一人が達成感や自己の有用感を得ることができるよう努め、更に自尊感情の醸成につながり個性と創造力の伸長が図れるよう、指導方法等の工夫改善に努めます。

特に昨年度整備が完了し、本年度から本格的に運用が始まった GIGA スクール構想の 1 人 1 端末を効果的に活用し、児童生徒の学力向上につなげます。

さらに、地域の歴史・文化や産業等を学ぶ「おがわ学」を通して郷土を愛する心と課題解決能力の育成及び地域を支える人材の育成に努めます。

また、地域とともにある学校づくりを推進するため、家庭、地域社会及び関係機関との連携に努めます。

(1) 幼稚園・保育園と小学校との連携

- ・定期的な連携事業の推進と充実
- ・発達相談、就学相談を通じての支援の充実
- 各小学校で実施する幼保小連絡会により、個別の教育的ニーズを把握し就学を支援します。
- ・子育ての目安「3つのめばえ」の活用や「接続期プログラム」の実施

(2) 確かな学力と自立する力を育む学校教育の推進

①個別最適な学びに向けての学習指導の充実

- ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を図る授業改善の取組
- ・基礎・基本の習得を図る指導方法の工夫改善
- ・GIGA スクール構想による 1 人 1 端末を効果的に活用した指導方法の工夫改善
- ・少人数指導等の推進と小学校低学年期の指導の充実
- ・思考力・判断力・表現力を育み、「学びに向かう力・人間性」の涵養に繋がる指導方法の工夫改善



「個に応じた指導」授業風景

②郷土を愛する心と課題解決能力等の育成を目指す「おがわ学」の推進

- ・地域の産業、歴史、自然に係わる教材の開発と指導方法の工夫
- ・和紙文化等に係わる年間指導計画の整備改善
(小学校第3学年から中学校第3学年までを見通したカリキュラムの研究)
- ・和紙の歴史や手漉き和紙に関する学習の推進
- ・地域との協働によるキャリア教育の充実を目指す小学校・中学校・高等学校の連携強化
- ・各学校における年間指導計画に位置づけたおがわ学の実践



「おがわ学」授業風景

- ・「おがわ学」テキストの活用・改善及び更なる開発

③全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査を活用した一人一人の学力を確実に伸ばす教育の推進と自立する力の育成

全国学力・学習状況調査、埼玉県学力・学習状況調査の結果を児童生徒・保護者・学校が共有し、これらを活用することにより児童生徒一人一人の理解に応じた指導の充実を図ります。また、結果の分析を通しての授業改善を推進します。

- ・学力・学習状況調査等の分析を通じた授業改善
- ・学習データ（コバトンのびのびシート等）を活用した個に応じた学びの研究と実践

④日本漢字能力検定試験を活用した学力向上の取組（小学校4・5学年）

社会生活に必要な日本語・漢字の能力を高め、広く日本語・漢字を大切にすることを育みます。

また、漢字の確実な習得に向けた指導を充実し、学力向上を図るとともに、目標達成に向けた日々の取り組みを通して学習に対する達成感・成就感を味あわせ、学びへの意欲を高めます。

⑤特別支援教育の充実（ノーマライゼーションの理念に基づく教育）

- ・インクルーシブ教育システムの構築を目指した多様な学びの場の充実
- ・一人一人の教育的ニーズに応じた個別の支援計画の作成（サポート手帳の活用）
教育支援委員会において学習・生活面で困難さのある児童生徒の状況を多面的、総合的に調査、審議し、適切な支援計画を策定します。
- ・通常の学級における学習・生活面で困難さのある児童生徒への支援体制の整備
- ・教育支援体制の充実
（保育園・幼稚園・小中学校・教育相談室や広域適応指導教室を始めとする関係機関による相互連携／特別支援学校との連携（支援籍学習の推進）／保護者への情報提供と支援）
- ・通級指導教室の活用推進と指導の充実
- ・他課との連携による包括的支援体制の充実
- ・町立図書館等の社会教育施設の活用

⑥G I G Aスクール構想を背景としたICT教育環境の充実と活用

- ・教員のICT活用能力と指導力の向上
- ・体系的な情報教育の推進と情報モラルの育成
- ・小学校プログラミング教育の円滑な実施と指導の充実
- ・一人一端末の積極的な活用による学習の個別最適化の推進
- ・高度情報化社会に対応した科学技術を担う人材の育成
- ・ICT支援員の配置



ICTを活用した授業風景

⑦多彩な教育の推進（環境・福祉・情報等）

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成します。

- ・特色ある学校創りを目指した教育課程の編成
- ・地域の自然環境や社会環境を生かした環境教育の推進
（「小川町ゼロカーボンシティ宣言」に伴う脱炭素社会を目指す視点）
- ・学校教育活動全般を通してのボランティア・福祉教育の推進

- ・学校図書館、司書教諭の活用と読書活動の充実
- ・がん教育の推進（年間指導計画への位置づけ）
- ・「小川町立中学校に係る部活動の方針」に基づく部活動の適正な実施と充実（外部指導者及び合同部活動の活用）

⑧小中学校における系統的なキャリア教育・進路指導の推進

児童生徒一人一人のキャリア形成と自己実現を図ります。

- ・全教育活動を通じた計画的・組織的なキャリア教育・進路指導の充実
- ・キャリアパスポート「私の志ノート」の積極的な活用
- ・中学校における社会体験チャレンジ事業の充実
- ・家庭や地域・産業界などとの連携強化

⑨主権者教育の推進

- ・全教育活動を通じた計画的な主権者教育の推進（年間指導計画への位置づけ）

⑩小中学校の連携のもと小中一貫教育の推進

⑪学校生活サポート事業、特別支援教育推進事業、外国人児童生徒等支援事業、スクール・サポート・スタッフ配置事業、ICT支援員の配置による学校への人的支援の充実

児童生徒一人一人にきめ細やかな指導を行うとともに、個別の支援を要する者に対し、学習・生活上の支援や介助を実施します。

⑫教育相談の充実

教育相談室専門員、常任相談員及び相談員並びにスクールソーシャルワーカー等による教育相談活動を充実し課題の解決を図ります。

- ・発達相談及び就学相談の推進
- ・教育相談室及び広域適応指導教室との連携

（3）国際性を身に付けグローバル化に対応する教育の推進

①国際理解教育と英語教育の推進

- ・全教育活動を通じた国際性を育む教育の推進
- ・小学校外国語科（英語）と小学校外国語（英語）活動の充実
- ・ALT（外国語指導助手）配置の充実と活用の工夫改善
- ・小学校英語教育等の充実のための教職員研修の実施

②オリンピック・パラリンピック教育の充実

- ・東京2020オリンピック・パラリンピックで高まったスポーツへの関心や感動を引き継ぎ、更にスポーツを身近に楽しむことができる環境づくりを進める。

3 豊かな心と健やかな体を育み、人権を尊重する教育の推進

児童生徒の心身の発達段階にあわせて、社会生活・学校生活を円滑にかつ充実して営むことができるよう心豊かな人間性を育む教育を推進します。このために、道德教育の一層の充実と体験活動の推進に努めます。

また、幼児期から高齢期に至るそれぞれの生活の適時性に沿う多様な教育活動・啓発活動を通して、町民の人権尊重の精神を培う教育の推進に努めます。

(1) 豊かな心を育む教育の推進

① 道德教育の充実

よりよく生きるための基盤となる道德性を養うため、道德的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を広い視野から多面的・多角的に考え、自己はもとより人間としての生き方についての考えを深める学習を通して、道德的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てます。

- ・小・中学校における「特別の教科 道德」の指導の工夫と評価の充実

② 体験的な学習の推進

総合的な学習の時間の課程に適切に位置づけ、積極的に取り組みます。

- ・福祉体験を始めとする多様な体験活動の推進
(中学生社会体験チャレンジ事業・認知症サポーター養成講座等の充実)



体験学習（小川町名物の食事）

③ キャリアパスポート「私の志ノート」等を活用した特別活動の充実

④ 「小川町立中学校に係る部活動の方針」に基づく部活動の円滑な運営と活動の充実

⑤ 読書活動の推進



自作遊具を使用した体力づくり

(2) 健やかな体を育む教育の推進

① 体力向上推進事業の推進

- ・学校体育指導者研修の充実
- ・生涯スポーツの観点に基づく年間指導計画の見直しと指導方法の改善
- ・町内のスポーツ的行事への積極的参加

② 「小川町立中学校に係る部活動の方針」に基づく部活動の適正な実施と充実 (外部指導者及び合同部活動の活用) 【再掲】

③ がん教育の推進 (年間指導計画への位置づけ) 【再掲】

(3) 人権尊重の精神を培う教育の推進

人権感覚を高め、人権意識の高揚を基礎として人権問題の解消を図ります。

- ①人権教育の推進（人権講座の開設・充実）
- ②いじめ・暴力を許さない教育の推進
- ③体罰根絶に向けた対策の推進
- ④障害のある人への理解を深め、交流を進める取組の推進
- ⑤がん教育の推進（年間指導計画への位置づけ）【再掲】
- ⑥性の多様性を尊重した教育の推進（LGBTQ等）
- ⑦同和教育など様々な人権問題についての啓発活動の推進



福祉体験学習

(4) 生徒指導体制の充実

- ①積極的な生徒指導体制の推進
 - ・教育活動全体を通じた計画的・組織的な指導体制の充実
 - ・より深い児童生徒理解に基づく校内体制の確立と学年・学級経営の充実
- ②学校教育相談体制の充実とカウンセリングマインドに基づく学年・学級経営の充実
- ③学校と家庭・地域・関係機関との連携強化

(5) いじめ防止・不登校対策の推進

- ①いじめの未然防止と早期発見を図り、いじめを許さない学級づくりと校内体制の確立
- ②児童生徒理解を深め、教育相談技術を高める研修等の充実（カウンセリングマインドの醸成）
- ③広域適応指導教室等と学校との連携体制の充実（様々な学習機会の確保）

不登校児童生徒の自立と学校生活への適応にかかわる指導を行い、学校復帰ができるよう支援に努めます。

- ④さわやか相談員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーを活用した相談体制の充実
いじめや不登校の問題の解消を図るため、町内中学校にさわやか相談室を設置し、児童生徒の心の悩みや保護者の相談に応じます。

スクールソーシャルワーカーは、学校と連携し、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている児童生徒及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図ります。

- ⑤町子育て支援課・健康福祉課・町教育相談室など関係機関との連携強化
- ⑥小川町いじめ問題対策連絡協議会と連携してのいじめ防止対策の推進

（「小川町いじめ防止等のための基本的な方針」の浸透と対策の的確な実施）

小川町では、小川町いじめ問題対策連絡協議会を設置し、いじめ問題に関する現状把握、分析を行い、いじめの防止と解消に向けた取組を推進します。

(6) 男女共同参画社会の実現に向けた教育の推進

① 「おがわ男女共同参画推進プラン（第4次）」に基づく教育の推進

- ・男女共同参画及び人権尊重に関する広報・啓発の充実
- ・男女共同参画の視点に立った学校教育の推進
- ・地域・団体における方針決定の場への男女共同参画の促進
- ・男性の家事・育児・介護参加の促進



性に関する指導 授業風景



広域適応指導教室風景

4 教育環境の改善を図り持続可能な学校づくりに向けての町立小中学校の再編

児童生徒数の減少に対応し、学校の適正規模を勘案しつつ適切な教育環境を整備する必要があります。

そのために教育環境の改善等を行い、持続可能で望ましい学校教育を実現するために町立小中学校の再編を進めます。

(1) 町立小中学校再編の推進

①学校再編長期計画の策定

町立小中学校再編計画（長期計画）の策定を進めます。

計画の策定にあたっては、諸事項について関係課との調整を図りながら実施します。また、計画の内容について、町民の意見聴き、説明を行います。

②総合教育会議等による町長部局との連携

(2) 統合後の小川小学校の通学支援

○小川町スクールバス運行事業の推進

東小川地区児童の通学のために令和4年度当初から開始したスクールバス運行事業について、安定的な運行実施のため、学校及び運行事業者と緊密に連携し取り組みます。



旧上野台中学校前停留所



小川小学校校内

5 学校経営改革、安心・安全な学校づくりと教育環境の整備

保護者や地域に信頼される学校教育を実現するためには、人的・物的環境の整備・改善・充実が不可欠となります。このため管理職が強いリーダーシップを発揮し、学校経営・運営の改革を図っていくことが必要です。様々な研修や教職員人事評価制度などの活用により、教職員の資質と意欲の向上に努めます。また、学校における働き方改革を推進します。

更に、コミュニティ・スクール（令和元年度からの学校運営協議会設置）として地域とともにある学校づくりを進めるとともに、児童生徒が安心・安全に生活を送ることができるよう、様々な教育活動の展開と対策を講じます。このために、学校の情報を積極的に発信します。また、質の高い学校教育の環境整備に努めます。

（１）教職員の資質向上

①分かる授業・伸ばす授業を進めるための指導力（授業力）の向上

- ・特別支援教育に係わる指導力の向上
- ・教員の ICT 活用能力と指導力の向上
- ・小学校教員の英語指導力の向上

②資質向上と専門性を高めるための研修会

の充実と工夫・改善

③各種研修会への参加促進及び自発的・主体的な研修の奨励

- ・情報教育に関する研修の推進

G I G Aスクール構想を推進し、I C Tを活用した教育を更に充実させるため、全小中学校に支援員等を派遣する体制を整えます。

- ・小学校におけるプログラミング教育及び英語教育に関する研修の推進
- ・人権教育に関する研修の推進

④小・中学校間の人事交流の推進

⑤教職員人事評価制度を活用した人材育成

町内の管理職を対象とした研修に加え、9市町村合同の人事評価に係る研修を実施し、評価の精度を高め、P D C Aサイクルによる教職員の資質及び能力の向上を推進します。

⑥学校訪問などの指導業務の推進（町教育委員会、県教育委員会などによる訪問）



職員研修

（２）学校管理運営の改革

①保護者・地域に信頼される学校運営の推進

②管理職の強いリーダーシップの発揮と創意ある学校づくりの推進

③学校組織の整備と協働体制の確立（主幹教諭の配置等）

④教職員の負担軽減を始めとする働き方改革の取組の推進

- ・教員の業務量を軽減するため、各学校にスクールサポートスタッフを配置します。
- ・障害者会計年度任用職員の配置を推進します。

⑤教職員のサービスの厳正と事故防止の徹底

教職員の「不祥事防止」及び「体罰防止」を徹底し、保護者・地域に信頼される学校づくりを推進します。

⑥教職員の健康管理・メンタルヘルスマネジメントの推進（業務量の適切な管理）

ＩＣカードによる出退勤管理システムの運用により、教職員の在校時間を把握するとともに「メンタルヘルス研修会」及び「こころの健康講座」等の成果を活用し、心身の健康管理に努めます。

令和２年４月施行された「小川町立小・中学校教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」に基づき業務量を適切に管理することで、教職員の健康及び福祉の確保を図り、学校教育の水準の維持向上を図ります。

⑦小・中学校事務の共同実施の推進（東秩父村との共同実施）と機能強化

質の高い持続可能な事務の共同実施を推進します。事務主幹に専決権を付与することで権限と責任を明確化しリーダーとしての資質を育成するとともに、学校マネジメントの向上を図ります。

⑧カリキュラム・マネジメントの取組に係る研究（小川小学校、東中学校）

（３）地域とともにある学校づくりの推進

①「おがわ学」等を通じた学校を核とし家庭・地域が一体となった児童生徒の育成

②コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の円滑な運用と充実

学校運営に必要な支援に関して、保護者及び地域住民の参画及び協力を促進し、連携の強化を図ることにより、相互の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善並びに児童及び生徒の健全育成に取り組めます。

③学校評価の実施と公表

④学校からの積極的な情報発信

（４）安全教育・健康教育の推進

①学校安全の強化・充実

②生活安全・交通安全の充実・徹底

- ・自転車マナーの習得
- ・小学校交通安全教室の実施

③防災教育、防犯体制の充実

- ・防災対策の整備と防災教育の推進

（学校と行政が連携した取組の推進）



地域と一体になった児童育成

- ・防犯対策の整備（校内防犯体制の点検、充実）
- ・地域・家庭・関係機関・学校の連携を密にした地域防災・防犯対策の推進
- ・防災施設・設備の整備

④地域防犯活動の推進

⑤保健教育・保健管理の充実

- ・児童生徒に係るアレルギー・アナフィラキシーへの対応
- ・新型コロナウイルスを始めとする感染症への適切な対応と関係機関との連携

（５）衛生管理の徹底と学校給食指導の充実

①衛生管理の徹底

- ・新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症対策の実施と充実
新型コロナウイルス感染症予防等に必要な消耗品、備品の購入等により、衛生管理の徹底を図ります。
- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師との連携強化

②「食」に関する指導の充実（学校栄養職員等の活用）

学校栄養職員等による食に関する授業への参加と給食試食会、学校保健委員会への参加を推進します。

③養護教諭及び学校栄養職員等の研修の充実

④学校給食等における食物アレルギーへの対応

⑤「学校給食摂取基準」の一部改正への対応

⑥学校給食における「おがわん野菜」の積極的活用と食育の充実



歯に関する授業風景

（６）教育環境の整備

①教育施設・設備の整備

学校給食法に規定する学校給食の目標を踏まえ、学校給食施設の在り方を検討、決定します。

②学校給食体制の整備

③学校施設に係る事故防止に向けた安全管理の徹底

④学校施設の計画的な改修と改善（施設老朽化対策の推進）

老朽化した学校施設が教育効果に影響を与えぬよう改修と改善を図ります。

⑤ユニバーサルデザインの視点に基づく教育環境の見直しと整備

⑥学校備品の有効利用

（複数校の共同利用の促進・統合に伴う備品の有効活用・GIGA スクール 1 人 1 端末の利用促進）

6 家庭・地域の教育力の向上

基本的な生活習慣や倫理観、自制心や自立心などを身に付けさせることができる家庭づくりや子育て支援を行うために、支援体制の整備や各種啓発事業等の充実に努めます。

また、人々の絆や住民どうしの繋がりを醸成する視点からの地域活動の推進を図り、地域の行事やボランティア活動などへの参加を通じて、子供達が地域の一員として育つよう、地域ぐるみでの教育活動の支援に努めます。

(1) 家庭教育支援体制の充実

①地域における人材の育成・活用

家庭教育の充実に図るため、地域における人材の育成・活用に努めます。

- ・生涯学習指導者（あおいしいききサポーター）の確保と育成及び活用 【再掲】

②教育相談の充実

- ・発達相談及び就学相談の推進 【再掲】

家庭教育に係る相談の充実に努めます。

③外国人家庭への支援

④家庭と連携した「ノーゲームデイ」の取組の推進

(2) 家庭教育力向上のための学習機会の充実

①時代のニーズに適応した家庭教育講座の充実（家庭教育アドバイザー等の活用）

- ・「親の学習」「親子ふれあい活動」の推進

就学時健康診断時に埼玉県家庭教育アドバイザーの派遣を依頼し、子育て講演等を実施します。

②家庭における学習習慣の定着を図る取組の促進

- ・スマートフォン・携帯電話・ゲーム機等の家庭での使用の在り方の検討（使用時間等に係るルールづくり）
- ・GIGA スクール構想に基づく端末の家庭学習での活用法研究と推進
- ・「家庭学習の手引き」等の活用

(3) 地域の教育推進体制の充実

①学校応援団の充実と連携強化

小・中学校に設置されている学校応援団との連携を強化し、地域での子供達への見守り、学習活動への支援を充実させます。



学校応援団の指導で行う農業体験

②地域人材・ボランティア等の活用

(おがわ学との連携・推進等)

地域の人材を発掘し、ボランティアとして、また、おがわ学においてはゲストティーチャーや講師として活動いただくことで地域の教育推進体制の充実を図ります。

③民間団体・企業等との連携推進

(おがわ学との連携・推進等)

地域協働学習を推進します。おがわ学の構築を図るため、民間団体・企業等との連携を推進します。

④コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の円滑な運用と充実 【再掲】

⑤放課後子供教室事業の推進

平成27年3月に町が策定した「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、3小学校区に放課後子供教室（大河小・小川小・みどりが丘小）の開設が完了しており、10月に新たに2教室（八和田小・竹沢小）を開設します。より良い教室にするため、運営委員会及び実行委員会を開催し、事業計画の策定・実施状況等の検証や安全管理方策等の検討を行います。

⑥放課後児童健全育成事業の推進（学童保育への支援）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、遊びと生活の場を与えて活動を行う放課後学童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図ります。

- ・学童クラブ間での情報交換の推進

(4) 地域での体験活動の充実

①自然体験活動の推進

町子ども会連絡協議会によるサツマイモ苗植え、収穫事業などを行い、自然体験活動の推進を図ります。

②様々な地域行事などの地域活動やボランティア活動への参加促進

スポーツ少年団や子ども会が河川清掃、ウグイの放流などの快適な環境づくり運動に参加するよう促します。（本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっております。）

③文化・スポーツ活動の推進

下里の獅子舞、上古寺氷川神社のエンエンワ、大河郷の流鏝馬、小川祭ばやし、津島神社祭囃子、奈良梨若連、古寺太鼓、仙元太鼓などの活動を支援し、民俗行事・郷土芸能の伝承、文化活動・スポーツ活動の推進に努めます。（本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている行事があります。）

(5) 青少年健全育成の推進

①非行防止ネットワークづくりの推進

中学校区単位で学校と地域の方々、関係機関等が連携して学校における問題行動等を解決する取組を実施します。

②情報モラル教育の推進

- ・ネットいじめやネットトラブル対策の推進
- ・情報リテラシー教育の推進



ネットモラル教室

③薬物乱用防止対策の推進

各中学校において、生徒に薬物と健康との関わりについて正しく理解させるため、警察職員や麻薬取締役官OBなどによる「薬物乱用防止教室」を開き、薬物乱用防止対策を推進します。

④性非行防止対策の推進

インターネットや携帯電話の普及による様々なトラブルから児童生徒を守るために、保護者が見守り、家庭でできることを親子で一緒に考えるよう啓発を行います。

⑤相談体制の充実

青少年健全育成に係る相談体制の充実を図ります。

(6) 子供の読書活動の推進

①読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備

小中学校においては、始業前の時間を活用した読書や読み聞かせ、学校図書館の積極活用を促し、読書に親しむ機会を多く持つように努めます。

町立図書館においては、『子ども読書の日』記念のおはなし会、「春休みこどもおはなし会」、「親子で楽しむおはなし会」などの講座・イベントを開催し、読書に親しむ機会の提供と読書環境の整備に努めます。

②読書推進事業の啓発・広報の推進

「子ども読書の日」に合わせ、記念のおはなし会を開催するなどして、子供の読書活動について啓発を行います。

また、町立図書館ホームページや「広報おがわ」などによる広報活動を充実、推進します。

③幼稚園・保育園・放課後児童クラブ・放課後子供教室・小中学校・保護者等と図書館との情報交換及び連携強化（図書館利用の促進）

- ・図書館職員の学校等訪問（お話し会、ブックトーク等）

町立図書館職員による学校等訪問を推進します。学級文庫貸出、ブックトーク（町立図書館職員による児童生徒への本の紹介）などを実施し、小中学校などと町立図書館との情報交換及び連携強化に努めます。

- ・学級文庫等の団体貸し出しの促進



放課後子供教室



お話し会（図書館）

7 伝統文化の継承と新しい「和紙のふるさと」文化の創造

近年、社会生活の変化や余暇時間の活用に伴い、町民の意識の中には心の豊かさを求める機運が高まっています。当町には長い歴史と伝統の中から生まれた豊かな文化と文化財が存在します。これらの保存・継承・活用（おがわ学への援用等）により、人が輝くまちの形成に努めます。

また、文化活動の発表や交流の場を広く町民に提供するとともに、自主的な文化活動の支援と地域文化活動の促進に努めます。

さらに、細川紙のユネスコ無形文化遺産登録から7年余りが経過し、なお一層の紙漉き技術の伝承に努めるとともに、様々な伝統文化等の活用・応用により、新しい「和紙のふるさと」文化の創造に努めます。

(1) 伝統文化の継承と活用

①和紙文化の継承と活用

- ・ユネスコ無形文化遺産細川紙の技術伝承と活用の推進
- ・和紙体験学習センターの計画的活用の推進
- ・和紙関係資料の保存と活用の推進（講座等の開催）
- ・細川紙後継者育成事業の推進
- ・「小川和紙の日」に関連した和紙フェスティバル共催
- ・「おがわ学」の実践を通しての小中学校における和紙文化理解と活用
- ・子ども和紙大学の推進と充実



細川紙

（和紙フェスティバルや子ども和紙大学は、新型コロナ対策のため内容等の見直しが必要であり、関係課や東秩父村と緊密に調整を図ります。）

小川町の特産である「細川紙」の紙漉き技術が国の重要無形文化財に指定されており、伝統的製紙技法を後世に伝えるために、後継者の育成や品質管理などの事業が進められています。重要無形文化財保持団体である細川紙技術者協会と協力し技術伝承や原材料・用具の確保を図るとともに、全国の重要無形文化財保持団体で組織される「全国重要無形文化財保持団体協議会」に参加し、展示会等を通じて普及啓発活動も行います。

また、平成26年には石州半紙・本美濃紙と併せて「日本の手漉和紙」としてユネスコ無形文化遺産に登録されました。3紙をはじめ関係団体と連携し、技術保存と普及啓発を図ります。さらに、確実な技術の伝承とより一層の活用、情報発信を図るため、関係各課と連携して和紙体験学習センターの計画的活用や資料の保存と活用を推進します。

②伝統文化の継承と活用

- ・関連団体への支援と連携強化

町指定民俗無形文化財の下里の獅子舞、上古寺氷川神社のエンエンワをはじめ、祭ばやしなどの民俗行事、郷土芸能が継承されています。それぞれの地域において主体的に行われている伝承活動のほか、郷土芸能まつりなど公開・啓発活動の支援を行います。（本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となっている行事があります。）

(2) 文化財等の保存と活用

①下里・青山板碑製作遺跡の保存と活用

- ・追加指定への取組、板碑関連遺跡に関する調査及び普及啓発事業の推進

平成26年に国の史跡に指定された下里・青山板碑製作遺跡の継続的な調査を実施するとともに、平成28年度に策定した保存活用計画をもとに、史跡の保護に万全を期します。

また、講演会や展示会、普及活動など、保存・活用に向けた啓発事業を進めます。



下里・青山板碑製作遺跡(割谷地区)

②文化財の保存と活用

- ・愛護活動の推進
- ・収集資料の整備
- ・デジタルアーカイブの推進

令和4年6月現在、町内には国指定文化財5件・県指定10件、町指定60件の指定文化財と、国登録有形文化財5件があります。その中には、ふるさと歩道等のハイキングコースに組み込まれ、一般の見学者が多く訪れる指定史跡などがあります。穴八幡古墳や腰越城跡・四ツ山城跡などの下草伐採を定期的に行ない、より良い状況で見学できるよう、各保存会等と連携を図りながら、適切な維持管理と愛護活動の充実に努めます。

また、デジタルアーカイブを推進し、デジタルミュージアムなど資料の新たな保存活用に向けた事業を継続します。

③埋蔵文化財の保存と活用

町内には176か所の埋蔵文化財包蔵地(遺跡)が存在します。各種開発等に伴いその遺跡が破壊される場合には、発掘調査を実施して記録保存の措置を講じています。発掘調査を実施した遺跡は、出土遺物や図面の整理を行い、発掘調査報告書を刊行し、調査成果の公開を図ります。

④史跡・遺跡等の保存と活用

- ・仙覚律師遺跡等の保存と活用

重要な遺跡については史跡指定し確実な保護を図ります。

また、仙覚律師遺跡などの旧跡についても保存と活用を図ります。

- ・地域の史跡保存団体と連携した維持管理体制の充実

町内各地の史跡の維持管理について、下草伐採等を地域の史跡保存団体に委託するなど、維持管理体制の充実に努めます。



仙覚律師遺跡碑

⑤古い町並みを始めとする地域資源の保存と活用(文化財的視点からの検討)

「武蔵の小京都」と称される町内には、かつての賑わいの面影を伝える蔵や町家などの建造物が残っています。こうした建造物の保護とともに、歴史性や小京都的雰囲気を感じさせる町並み景観の保全・形成も視野に入れて、関係課などと連携して検討を図ります。

⑥広域的な文化財交流の促進

比企地区の文化財担当者により、比企地区文化財振興協議会が組織され、文化財保護や埋蔵文化財調査などの方法や問題解決について協議・検討しています。「比企歴史の丘事業」として、県立嵐山史跡の博物館とも協力して各種事業を実施します。

⑦文化・文化財関係施設整備の検討

現状では資料等が分散保管されており、保管状況も一時的・簡易的なものがほとんどであり、効率的で確実な資料の整理分類・保存管理ができるような施設の整備・充実を検討していきます。

(3) 町民文化活動の支援

① イベントの開催支援

- ・地域文化活動、芸術文化活動、文化団体活動の促進と支援

コロナ禍でイベントの中止や縮小など、活動を制限せざるを得ない状況が続いていますが、町内各地域で行われている地域文化活動、芸術文化活動、文化団体活動の促進のため、「武蔵の小京都おがわを描く展」（本年度は「ポスター展」が開催されます。）や郷土芸能まつりなどの開催を支援します。



小学生・中学生美術展

②文化施設の有効活用

町民活動の場として、公民館、図書館等の文化施設の積極的な有効活用を図ります。

③資料の活用・情報提供

- ・町史刊行本の頒布の促進
町史編さん事業や教育委員会で刊行した20種類の刊行本の頒布を促進します。
- ・収集資料の積極的活用（町史編さん資料等）
- ・図書館等における郷土資料等の活用

町史編さん事業で収集した資料を町民共有の貴重な文化遺産として分類整理・保管を図り、町民の各種活動や行政の各種事業等に広く活用を図ります。また、保存年限を過ぎた行政文書等を行政情報資料として整理・保存を図るとともに、町や町政にかかわる各種の資料や情報を収集し、情報提供等を行います。



収集資料

町史・文化財頒布刊行物一覧（頒布場所 教育委員会・生涯学習課、むすびめ）

No.	刊行物の名称	頒布価格	備考	No.	刊行物の名称	頒布価格	備考
1	小川町のあゆみ	2,000円		12	地質編	3,500円	
2	通史編 上巻	3,000円		13	植物編	3,500円	
3	通史編 下巻	3,000円		14	動物編	3,500円	
4	資料編1 考古	3,800円		15	絵図で見る小川町	2,000円	
5	資料編2 古代・中世Ⅰ	3,000円		16	墓石調査報告書	2,000円	残部なし
6	資料編3 古代・中世Ⅱ	3,800円		17	小川町の文化財	800円	
7	資料編4 近世Ⅰ	3,800円		18	小川町の石造物	2,000円	
8	資料編5 近世Ⅱ	3,800円		19	重要文化財吉田家住宅	1,000円	
9	資料編6 近代	3,800円		20	「万葉集」と仙覚律師と小川町	100円	
10	資料編7 近代・現代	3,800円		21	下里・青山板碑石材採掘遺跡群割谷採掘遺跡報告書	1,000円	
11	民俗編	3,800円					

④歴史講座・出前講座等の活用事業の促進

・和紙文化、板碑文化及び文化財・歴史等に関わる学習機会の充実

活用事業の一環として、図書館の町民ギャラリー等を利用した「パネル展」や企画展示コーナーを利用した定期的なミニ展示、歴史講座などを行います。新型コロナのため従来のようなイベントの開催が難しい状況にありますが、参加者の制限や十分な感染症対策を講じることにより、学習機会の確保を図ります。



小川町史



歴史講座「俳人・金子兜太と小川町」

8 健康の増進と生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興

町民一人一人の心身の健全な発達と明るく豊かな生活を実現するためには、生涯にわたって健康に対する関心を持ち、積極的に運動に親しむことが必要です。

このため、広く町民があらゆる機会を通じ、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境・体制づくりを進めるとともに、体力づくりに対する関心を高め、体力の向上、健康の保持・増進が図られるよう努めます。

(1) 健康増進とスポーツ活動の充実

①小川和紙マラソン大会、町民総合体育大会などの開催

- ・小川和紙マラソン大会の開催

今年度は3年ぶりの開催として第30回記念大会の開催を目指し、ますます充実した内容で全国に「和紙のふるさと」をアピールいたします。リピーターも多いこの大会は、全国各地からの参加選手の応募があり、町の生涯スポーツ推進のメインイベントに位置づけています。健康・体力づくり、和紙の振興、町の活性化を図るため、小川和紙マラソン大会の開催を支援します。

(令和2年第28回大会、令和3年度第29回大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。)



和紙マラソン 2km親子フィニッシュ

- ・町民総合体育大会の開催

日頃の練習成果を発揮する場として、スポーツ協会との共催により、町民総合体育大会を開催します。広く町民へ広報などを通じて参加を呼びかけ、競技団体に所属していない町民の親善、親睦と生涯スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。

(令和3年度は新型コロナウイルス感染予防対策を講じた上で、一部競技を実施しました。)

- ・各種スポーツ大会の開催と参加支援

各種スポーツ大会の開催と参加支援を図ります。

②健康・体力づくり事業の推進

- ・各種スポーツ教室の開催
- ・各種健康増進教室の開催

健康・体力づくり、生涯スポーツの推進のため、各種スポーツ教室を開催します。

令和4年度スポーツ教室

No.	教室名	定員	開催場所	期日	回数
1	弓道教室	高校生以上6名	町立武道館	5/7~6/4 毎週土曜日	5回
2	はじめての太極拳教室	一般15名	町立武道館	5/13~6/10 毎週金曜日	5回
3	八和田地区ポッチャ体験教室	一般12名	八和田小学校体育館	6/4 土曜日	1回
4	小川地区ポッチャ体験教室	一般12名	小川小学校体育館	6/11 土曜日	1回
5	竹沢地区ポッチャ体験教室	一般12名	竹沢小学校体育館	6/18 土曜日	1回

No.	教室名	定員	開催場所	期日	回数
6	大河地区ポッチャ体験教室	一般12名	大河小学校体育館	6/25 土曜日	1回
7	ソフトテニス教室	小学生以上30名	総合運動場 テニスコート	5/29～7/3 日曜日 6/19を除く(予備日2日)	5回
8	ゴルフ教室	一般15名	ファーストレイト ゴルフ練習場	6/3～7/1 毎週金曜日	5回
9	6人制バレーボール教室	小中学生10名	大河小学校体育館	5/7～6/4 土曜日	5回
10	バドミントン教室	一般20名 (中高生を除く)	小川小学校体育館	9/3～10/1 毎週土曜日	5回
11	硬式テニス教室	一般15名	総合運動場 テニスコート	9/4～10/16 毎週日曜日 10/2、9を除く(予備日2日)	5回
12	ふらば～る バレーボール教室	一般20名 (中高生を除く)	大河小学校体育館	9/5～9/26 月曜日	4回
13	ミニバスケットボール教室	小学生10名	小川小学校体育館	10/8～11/19 土曜日 10/22、11/12を除く	5回
14	初心者ウォーキング教室	一般15名 (中高生を除く)	八和田地区	11/9～12/14 水曜日 11/23を除く(予備日1日)	5回
15	町民・ジュニアスキー教室	小、中学生 ファミリー・一般 合計25名	群馬県かたしな高原	2/18 土曜日	1回
16	親子ポッチャ教室	未定	未定	未定	未定
17	陸上教室	未定	未定	未定	未定

③自主活動の支援・相談体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動を自主的に行うことができるように、町民のスポーツ推進に活躍しているスポーツ推進委員と連携して、支援・相談体制を充実します。

④地域スポーツ・レクリエーションの推進

地区民体育祭や駅伝、綱引き、ソフトボール大会など各種スポーツ大会を開催し、健康増進、体力づくりに努め、地域住民の交流、親睦を図ります。

(本年度は新型コロナウイルス感染症の影響により地区民体育祭等は中止となりました。)

(2) スポーツ推進体制の充実

スポーツ推進体制の充実のため、スポーツ協会やスポーツ少年団活動・大会の支援を行います。

①スポーツ協会活動等への支援

・スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援
スポーツ・レクリエーション団体の育成や各種活動の支援を通じ、生涯スポーツの普及を図ります。



スポーツ少年団七夕飾り(令和4年度)

②スポーツ少年団活動への支援

スポーツ少年団の育成や各種活動の支援を通じ、生涯スポーツの普及を図ります。

③スポーツ・健康指導の充実

生涯スポーツを通じた地域間・世代間交流、子どもの健全育成など、地域社会におけるスポーツ活動とともに、町民の健康やリフレッシュのための生涯スポーツや、介護予防のための体力づくりへの関心が高まっていることから、スポーツ・健康指導の充実を図ります。

④社会体育施設の有効活用

健康の増進と体力の向上を図るため、総合運動場、町営八幡台グラウンド、町立武道館などの社会体育施設の有効利用に努めます。



社会体育施設利用（テニス教室）

⑤情報提供・広報の充実

年間の生涯スポーツ行事予定を一覧表にまとめ、スポーツ関係情報を提供します。

また、「広報おがわ」やホームページにスポーツ教室の情報や各種大会の開催案内及び結果等を掲載し、広く町民のみなさんがスポーツに親しめるよう情報提供します。

（３）スポーツ施設の整備充実と開放

①総合運動場等の整備

体育施設をより良い状態で町民に利用してもらうために、総合運動場（多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場）、町営八幡台グラウンド、町立武道館（柔剣道場、弓道場）、小学校運動場照明（小川小、大河小）等の整備に努めます。

②学校体育施設開放の推進

健康の保持、体力づくりや地域のコミュニティ活動の推進を図ることを目的に、町内の小・中学校グラウンド及び体育館を学校教育に支障のない範囲で、スポーツ・レクリエーションの場として開放します。

開放にあたっては、教育委員会と学校で学校開放運営協議会を組織し、開放日程や施設の改善などを協議しています。また、学校ごとに利用者協議会を設置して利用者会議を毎月1回開催し、日程調整などを行います。



学校体育施設開放（ボッチャ教室）

利用時間

区分	施設	曜日	利用時間帯
小学校	グラウンド（小川小・大河小以外）	土・日曜日、祝日	日の出から18時まで
	グラウンド（小川小・大河小）	土・日曜日、祝日	日の出から21時まで
		月曜日～金曜日	18時から21時まで
	体育館	土・日曜日、祝日	7時から21時半まで
月曜日～金曜日		19時から21時半まで	
中学校	グラウンド	土・日曜日、祝日	日の出から8時まで
	体育館	月曜日～日曜日	19時から21時半まで